

## 第2節 学校における問題解決の試み

…… 高校卒業後の進路が示唆すること ……

入職の際に職業リハビリテーション等の制度的支援を利用する場合には、子どもの時の診断とは別に、再度の診断を欠くことができない。その際には、あらためて詳細な生育歴の聞き取りと職務遂行にかかわる評価が必要であり、その他に、計画されたカウンセリングが必要となる。

しかし、重要なことは、職業選択に際し、青年期において職業リハビリテーションの支援が必要となる事例は、既に学齢期においても、将来、職リハサービスを選択する可能性のある若者と位置づけた理解が要請される点である。したがって、在学中の支援の課題は、生徒の障害特性を適切に理解することであり、自己理解を支援する相談活動の充実である。言い換えると、自らの障害に対する認知構造の変更を支援することである。

第1節では、職業リハビリテーションを利用することになった事例に即して、移行の課題を検討した。すなわち、この検討では、職業リハビリテーションを選択した者だけが分析の対象となる。したがって、通常の学校進路指導による移行以外のサービスを必要としない事例の検討は行われていない。さらには、“ひきこもり”や“たちすくみ”により職業リハビリテーションを選択していないが、将来的に選択可能性のある事例についても検討が行われていない。加えて、移行の課題を有した時点から学校卒業時点まで遡って（回顧して）検討する方法が中心となることから、在学中を起点とした追跡による検討は成立しない。分析対象となる障害特性を有する若者の「学校から職業への移行」の経路を明らかにするためには、実は、在学中から卒業後の就業に至る経過をフォローアップすることが必要となるのだが、対象となった若者の特性に即した支援システムが構築されているわけではない。そこで、第2節では、在学中から卒業後の進路選択の態様並びに経過をフォローアップすることを通し、発達障害のある若者の卒業後の移行経路を解明していくことを試みる。

### 1. 事例が示す移行の態様

後期中等教育段階では高等学校普通科（軽度発達障害者を対象としたコース<sup>注1</sup>）に在籍した経験を有する若者158名の学校卒業後の職業への移行経路の検討を進めるために、卒業時点の進路先並びに調査時点における進路先を示した（表2-2-1）。

注1：学校教育法による1条校であるため、学校紹介（新規高卒就職）による就職支援を原則としている。しかし、軽度発達障害のある生徒を対象とした少人数形式の習熟度別コースにおいては、①入学選考において発達障害であることの確認を行うとともに在学中に職業評価を行う、②生徒の障害特性に即したサービスの選択肢として、職業リハビリテーションに関する情報提供を行う、③進路選択の必要に応じ、在学時に療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の取得を勧める、④継続的な進路相談を通して進路先の選択・決定を援助する進路指導を行う、⑤在学中に企業・福祉施設など、将来利用する可能性のある関係機関で実習を行うとともに、⑥校内においても企業から受注した作業において体験的学習を進めるカリキュラムを有している、などの特徴がある。

対象生徒 158 名の内訳は、卒業時における就職 31 名：19.6 %（一般扱い／18 名；障害者雇用：13 名）、能力開発校進学 57 名：36.0 %（一般校 0 名；障害者校 57 名）、進学 15 名：9.5 %、福祉施設 28 名：17.7 %、その他（進路先未決定）23 名：14.6 %、さらに、中途退学 4 名：2.6 %であった。これらを、“職業への移行に至る選択肢”として、次の5つに整理した。すなわち、① 学校を経由した卒業後すぐの移行（新規高卒就職）、② 職業能力開発校への進学（一般校と障害者校）、③ さらなる教育機関への進学、④ 福祉施設の利用、⑤ その他（進路先未決定：①～④の支援機関から離脱した選択肢）である。

表 2-2-1 卒業時点における進路先と卒業後の進路変更

調査時点の概況  卒業時点の進路先		職業への移行		能力開発校への進学		教育機関への進学	福祉施設の利用（上段は継続）	その他（在宅不明アルバイトは内数）
		一般雇用内の移行 （下段は初職継続）	障害者雇用による移行 （上段は初職継続）	一般職業能力開発校への進学	障害者職業能力開発校の継続			
職業への移行	一般扱いの雇用による移行	18	8 1	2				7 (4)
	障害者雇用による移行	13		11 2				
職業能力開発校への進学	一般職業能力開発校への進学	0						
	障害者職業能力開発校への進学	57	1	41	9		1	5
教育機関への進学		15	5	1		2	1	6
福祉施設の利用		28		5			22	1
その他		23	1	4			2	3
退学		4						13 (2)
合計		158	16	66	0	9	4	27
								36

上段：卒業時からの継続／下段：進路先からの進路変更／（アルバイト）

以下の分析においては、中途退学を除く 154 名を分析対象とする。卒業年次が複数年にわたること、その間の進路指導体制は試行錯誤の経過があり、在校生の特徴によっても様々な試みがなされてきたこと、したがって、必ずしも指導目標や指導内容が等質であったわけではないこと、を踏まえながら進路選択並びに進路変更の概要を見ておくことにしたい。

なお、学校サイドからみれば、年度の違いや生徒の属性による違い、指導体制による違い、などがあり、現時点での学校評価ともいうべき教育指導体制の検討を尚早もしくは困難が大きいと考えるかもしれない。一方、職業リハビリテーションサイドからみれば、卒業生の進路並びに卒業後の進路については、極めて特徴的な指導の成果を読みとることができることを特記しておきたい。

ここでは、卒業時に選択したそれぞれの進路別に、その後の進路変更の経過を見ていくことにする。

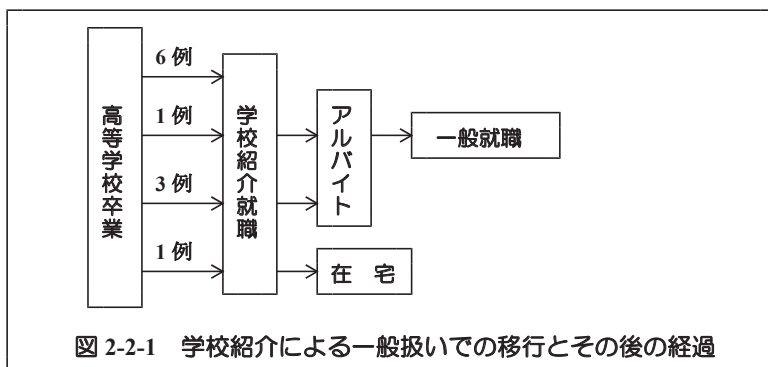
## 2. 高校卒業後の進路先の概要

### (1) 「一般扱い」の雇用による移行

#### ① 学校紹介による一般扱いの移行：11 事例

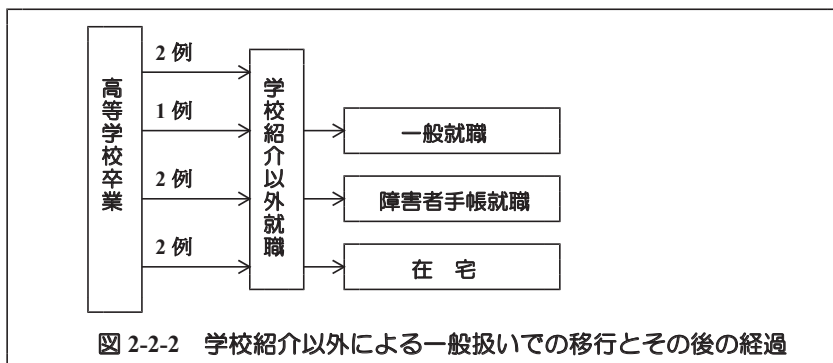
学校紹介で「一般扱い」として雇用された生徒は 154 名の対象者の内の 11 名である。継続している者が 6 名、離職後に正規職ではなくアルバイトを選択した者が 3 名、内 1 名はアルバイト経験を重ねた後に雇用関係に入っている。また、離職後の在宅が 1 名である（図 2-2-1）。

初職継続の最長は 6 年である。また、現時点で療育手帳並びに精神障害者保健福祉手帳を取得した者はない。



#### ② 学校紹介以外による一般扱いの移行：7 事例

学校の指導で適応上の問題を指摘されたとしても、さらには、障害者手帳の取得を勧められたとしても、なかなか受け入れがたい。就職希望の場合、基本的には学校紹介を検討することになるのだが、実現しない場合には、自己開拓による就職を探索することになる。このような生徒は 154 名の対象者の内の 7 名である。公共職業安定所の紹介による就職 1 名の他は、6 名とも、いったん自営業において居場所の確保をするという選択をすることになった。この場合の自営業には、親自身が経営者の場合と縁故により採用を依頼する場合があった（図 2-2-2）。



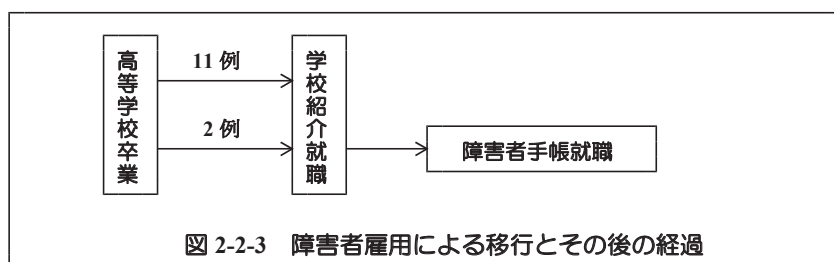
初職を継続している者が2名、離職後に正規職で採用された者が1名、一般扱いの経験を通して療育手帳取得を決断した者が2名、また、あいまいな継続（あいまいな在宅）が2名である。継続かつ在宅の事例は、親自身が経営者の場合に該当しており、問題行動が顕著であった（1名）としても、また、精神的な不安定によって入退院を繰り返した（1名）としても、親が抱え込み続ける可能性があることを示している。

初職継続の最長は6年である。一方、療育手帳を取得して職リハサービスによる移行を選択することについては、「学校紹介入職」ではまだ見いだされていないが「学校紹介以外の入職」ではすでに2名について見いだされている。これは、卒業時の職業上の困難が「学校紹介入職」より「学校紹介以外の入職」を選択した生徒に大きかったことと関連がある。そのために学校紹介の雇用ではなく自営業等の自己開拓が選択されたこと、したがって、離職による「一般雇用から障害者雇用へ」という方針転換は卒業時まで学校から既に示されていた（親子にとっては想定内であった）こと、結果として初職継続困難が起こったときに決断のタイミングとなったこと、などがあげられる。ただし、療育手帳の取得が卒業後4～6年であったことからみて、職業リハビリテーションによる移行に方針転換することへの躊躇は大きいといえるだろう。なぜなら、このときの手帳申請に係る相談・援助は、学校の追指導として行われたからである。いわば、支援機関から離脱することなく支援が継続されたとしても、方針転換は容易ではなかったことに留意すべきであろう。また、自営業であるために、当面は抱え込むことが可能となるといった状況が生じる点にも留意すべきである。これは「隠れた在宅」といってよいだろう。

## （2）障害者雇用による移行／職業リハビリテーションの利用：13事例

学校紹介かつ障害者雇用の枠組において雇用された生徒は、154名の対象者の内の13名である。継続している者が11名、離職した者が2名である。この2名についても、1名は支援の空白を発生させずに雇用に至っており、もう1名も雇用が内定している。学校が核となった支援の連携があったといえるだろう。

初職継続の最長は6年である。現時点で在宅はない。ただし、継続者の中には採用からの時間経過が短期の者が4名含まれており、経過観察中であることを付記しておく（図2-2-3）。



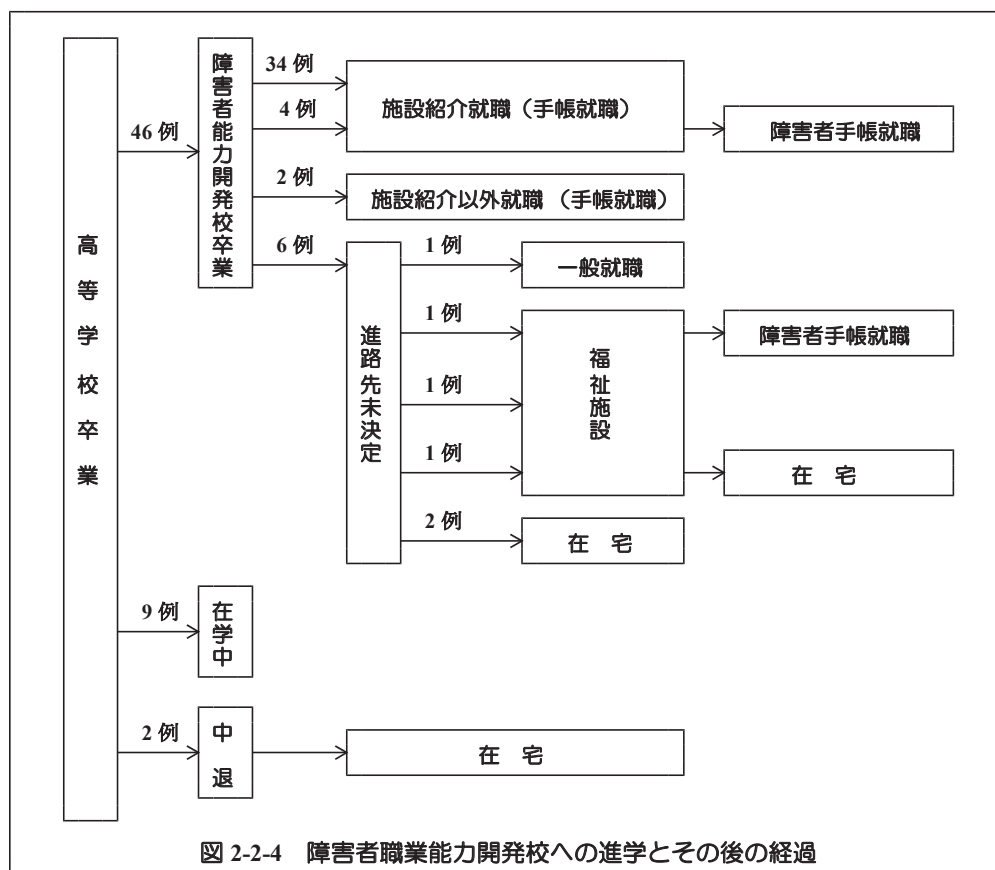
(3) 職業能力開発校への進学：57事例

① 職業能力開発校（一般課程）への進学：事例なし

職業能力開発校への移行には、障害者校への進学の外に一般校への進学があるが、154事例においては、一般校への進学は選択されなかった。

② 障害者職業能力開発校への進学：57事例

就職希望があったとしても、学校の指導で適応上の問題を指摘された場合、職業準備性の向上のための進学という選択は、職業リハビリテーションを利用して直ちに移行するという選択に比べると、受け入れにおいて容易である。ここでは、障害職業者能力開発校への「進学」を希望し、入学のために療育手帳を取得するという指導が行われた。親子にとっては、「将来の職業リハビリテーション・サービスによる移行」を選択することになるのだが、卒業時の進路としては「進学」で折り合いをつけさせることになる。このような進学をした生徒は、154名の対象者の内の57名である。また、この進路選択のために3年次に療育手帳を取得した生徒は、57名中47名に及ぶ。10名については、卒業学年までに手帳を取得していた（図2-2-4）。



「学校紹介での就職」の意志決定を先送りする進路選択肢は、「大学等進学」「専修学校専門課程・

一般課程等」「職業能力開発校（一般校）進学」「進路先未決定（アルバイトや在宅等）」さまざまであるが、その中では、本人の特性を配慮した就労支援を選択したという点で、きわめて現実的な経路であったと見ることができる。

卒業後すぐの雇用で継続している者は、在学中並びに中途退所を除く46名中34名に及ぶ。また、卒業後すぐの雇用関係では離職をすることになった4名も、引き続き職業リハビリテーションの支援を利用して雇用され、継続している。加えて、卒業直後の雇用を先送りした2名についても、1年間の求職活動の後に職業リハビリテーションの支援を利用して雇用され、継続している。さらには、卒業時には進路先未決定であったが、さらに能力開発の経験を授産施設で継続した1名については、その後、職業リハビリテーションの支援を利用して雇用され、継続している。これらを合計すると障害者職業能力開発校を卒業した46名中41名が高等学校卒業後、障害者職業能力開発校を経て、支援の空白を発生させずに比較的短期で職業リハビリテーションによる移行を実現しているといえる。

ただし、卒業後の雇用未決定5名の問題がある。また、未決定の中には、福祉施設を選択した1名、在宅2名（1名は福祉施設経由で在宅）、不明1名（卒業後の雇用調整中に辞退）のほかに、手帳就職を拒否して縁故で一般雇用をめざした1名もあり、卒業前に途中で退所した2名を含めると、障害者職業能力開発校への進路が特性や希望によっては万全とは言い難い場合もあることには留意すべきであろう。

在学中9名の進路は上記卒業生の動向に準じた経路が予想されるが、その進路については追跡が必要である。

#### （4）教育機関への進学／さらなる教育機会としての上級学校：15事例

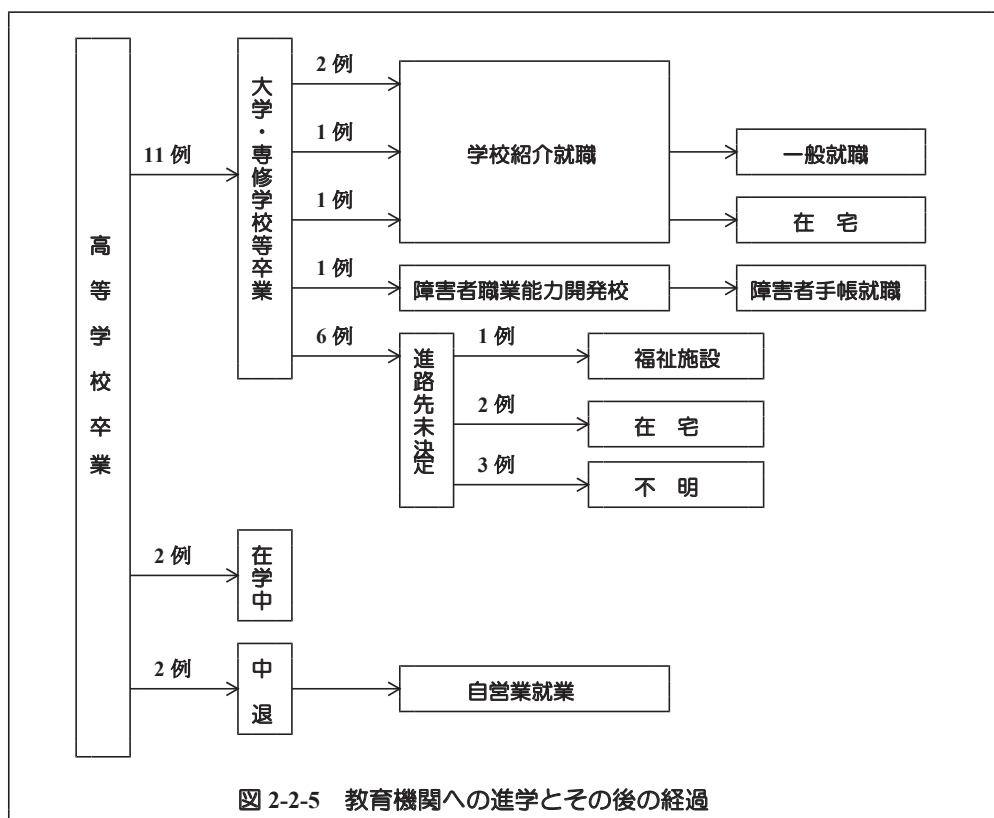
「学校紹介での就職」の意志決定を先送りする進路の選択肢は、「大学等進学」「専修学校専門課程・一般課程等」「職業能力開発校進学」「進路先未決定（アルバイトや在宅等）」などさまざまであるが、その中では、本人の希望に添うという点ではもっとも選択可能性の高い進路である。大学進学希望者は全員が入学可能となる時代が近づいていることもあって、大学進学と療育手帳取得は矛盾しない現状がある。中には、療育手帳対象外の特性のある生徒もいるため、本人の特性を検討した上で選択された「進学」もあるが、とりあえずの居場所の選択の結果としての「進学」もある。このようにして進学を選択した生徒は154名の対象者の内の15名である。また、選択された進学先には、大学、専修学校専門課程・一般課程などがあつた（図2-2-5）。

進学した15名のうち、卒業した11名についてその進路をみると、一般扱いで雇用された学生は4名である。そのうち、継続している者が2名、離職後に正規職で雇用された者が1名、離職後に在宅（進路先不明）となっている者が1名である。進学後の初職継続での最長は5年である。

また、進学先を卒業したものの就職希望がかなわず、さらなる進路先として障害者職業能力開発校が

選択された事例が1名あった。この事例の場合にはこの時点で手帳の取得が行われた。

その他の進学者については、在学中の2名を除く6名について、進路先未決定で卒業していた。2名は在宅、3名は進路先不明であり、進学先を卒業した時点で学校との距離が遠くなっていることが明らかとなった。一方、卒業時進路先未決定であったが、その後に福祉施設の利用を選択した1名については、施設利用の時点で療育手帳の取得が行われた。



進学した学校を中退した2名についてみると、親自身が経営者となって本人の仕事を用意した形で就業が実現していた。この2名の場合、進学先への不適応（1名）や進学先からの進路変更（1名）への対応として、親が抱え込むという選択が行われた。そのうち、1名は高校在学中に療育手帳を取得した事例であるが、親が抱え込み続ける場合、職業リハビリテーションは選択されないことを示している。

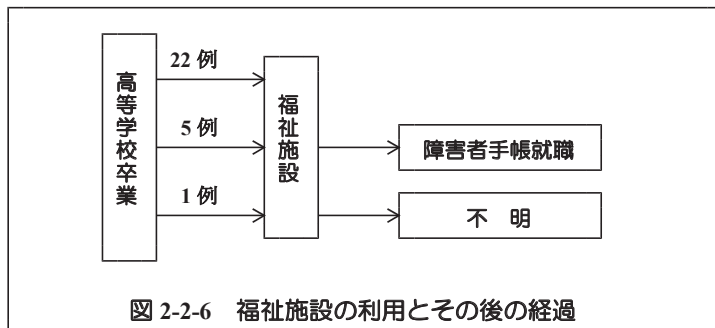
#### （5）福祉施設の利用：28事例

進路先として福祉施設を選んだ生徒は154名の対象者の内の28名である。また、全員が療育手帳を取得しているが、進路選択のために3年次に手帳を取得した生徒は、28名中19名に及ぶ。

施設利用を継続している者が22名、福祉施設から企業への移行を実現した者が5名、うち1名は福祉施設在籍のまま施設外授産の場と位置づけられている企業への移行可能性を試行・検討している状

況にある（図 2-2-6）。

なお、福祉施設も多様であり、就労支援を中心的活動としている場合もあるが、利用者のペースで無理のない作業を行うことを中心的活動としている場合もある。



現時点で在宅はないが、進路状況を確認できない状況にある者が1名であった。また、継続者の中には施設利用を決定してからの時間経過が短期の者が10名含まれており、経過観察中であることを付記しておく。

#### （6）その他（進路先未決定／支援機関からの離脱）：23 事例

進路先未決定で卒業を迎えた生徒は154名の対象者の内の23名である。また、学校の追指導にあたるフォローアップ支援を利用するために手帳を取得した生徒2名を含め、10名が療育手帳を取得している。

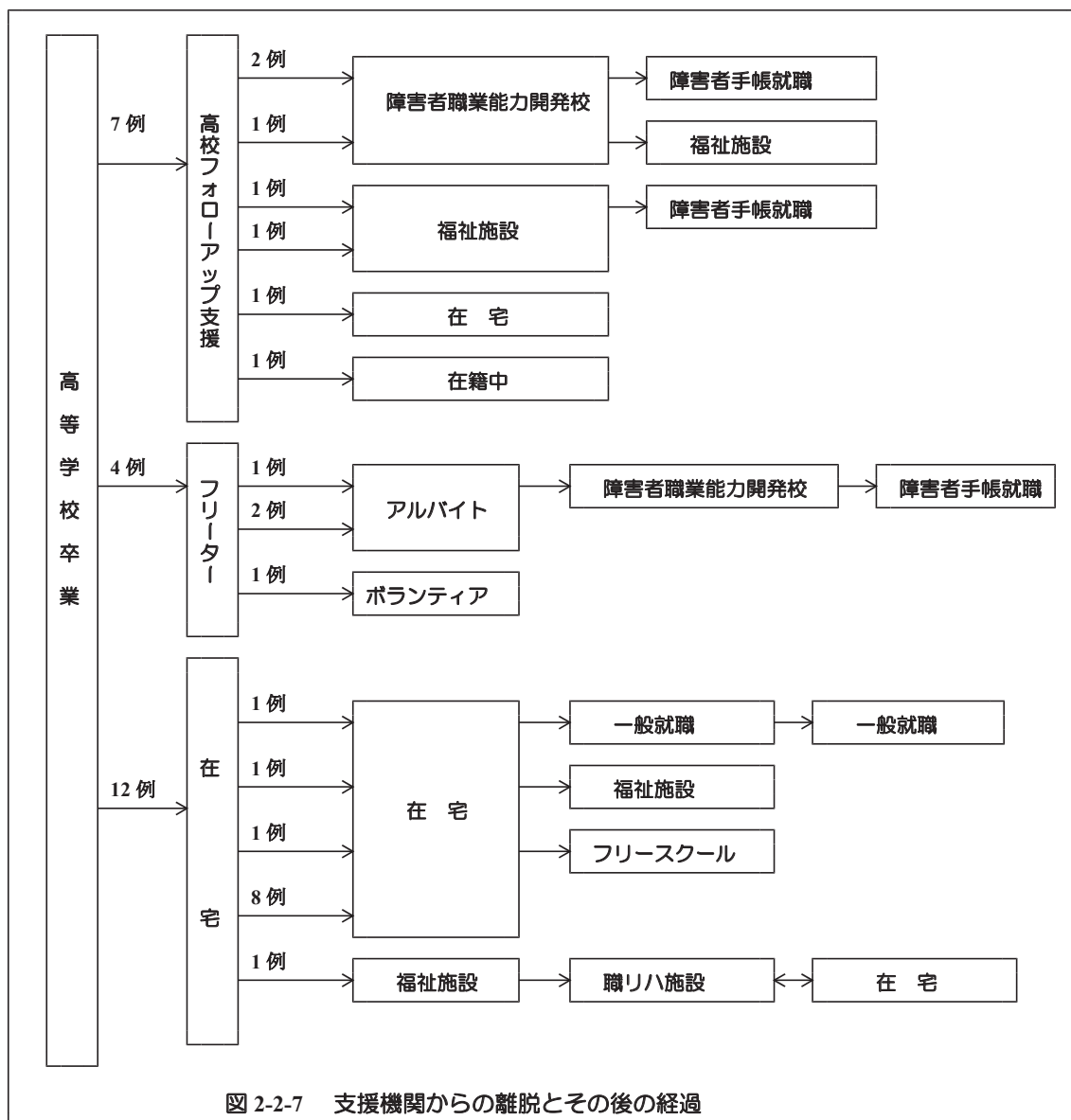
進路先未決定者の内訳は、出身高校のフォローアップ支援参加者が7名、アルバイトなどいわゆるフリーターが4名、在宅が12名である。フォローアップ支援は、厳密には学校管理下の移行というわけではなく、また明確にシステムとして位置づけられているわけではない。ただし、支援機関から離脱した生徒に対し、追指導の枠組で、再度、移行支援の対象にもどすことをねらっている点では、分類上あいまいさを残しながら機能している過渡的な仕組みであるといえる（図 2-2-7）。

「フォローアップ支援」は、学校卒業後の進路先未決定となった生徒を対象とし、在学中の未達成課題を個別に支援するための課程であると位置づけられた追指導の課程である。加えて、この課程では、修了後、手帳就職をめざすことを目的として、必要に応じて障害者職業能力開発校や福祉施設との連携が図られる。したがって、この課程に参加するためには療育手帳の取得が求められる。ただし、こうした目標に沿った課程であるにもかかわらず、卒業後の居場所として、例えばフリースクールなど、さらなる教育機会を求めるなどの進路を選択した場合には学校の進路指導から離れていくことになり、結果として在宅という場合もあることを示している。

また、「フリーター」を選択した4名の中で、1名は障害者職業能力開発校を経て手帳就職を実現し



ている。しかし、それ以外は、1箇所か複数箇所かの違いはあっても、アルバイトを継続しており、中にはボランティアと称する作業所手伝いもあった。ボランティアについては、フリーターの枠組の中で成立する活動形態であると受けとめることが適切である。すなわち、本人の意識において作業所スタッフであるものの、周囲にはスタッフの名を借りた利用者であるとの見方もあり、報酬を伴わないことが事態をあいまいにしているといえる。



さらに、「在宅」は、学校が介在した支援の連携が想定されがたい状況下にある。中には障害者職業センターを利用することになった事例もあるが、結果的には在宅のままとなっている。就職をした事例もあるが、親の開拓によるものであり、働き方や条件などは明確ではない。また、こうした進路先未決定者の中には、時間経過とともに短期間で所属が変わっていくことが予想されるが、把握されがたい状

況にあることを付記しておく。

### 3. 移行経路が示唆すること

#### (1) 卒業時の進路選択をめぐって

##### ① 卒業時において、職業リハビリテーション・サービスの利用はどのように選択されたか

…… 療育手帳取得のタイミングと支援機関の連携 ……

表 2-2-2 に、分析対象とした 154 名の療育手帳取得時期を卒業時における進路先別に示した。入学時、既に療育手帳を取得していた生徒は 10 名であった。11 名が 1～2 年次の進路指導により、また 85 名が卒業学年の進路先決定時期の進路相談により、それぞれ療育手帳を取得していることがわかる。

なお、調査時点で手帳を持たない生徒は 41 名である。

表 2-2-2 卒業時進路先別療育手帳取得状況

単位：人数（比率）

卒業時進路先	入学時取得済	在学中取得		卒業後取得	手帳なし
		1～2 年次	進路決定時		
就職					
一般雇用 18 名				2 名 (11%)	16 名 (89%)
障害者雇用 13 名	3 名 (23%)		10 名 (77%)		
障害者能開施設 57 名	3 名 (5%)	7 名 (12%)	47 名 (82%)		
進学 15 名			1 名 (7%)	2 名 (13%)	12 名 (80%)
福祉施設 28 名	2 名 (7%)	3 名 (11%)	20 名 (71%)	3 名 (11%)	
その他未決定 23 名	2 名 (9%)	1 名 (4%)	7 名 (30%)		13 名 (57%)
合計 154 名	10 名 (6%)	11 名 (7%)	85 名 (55%)	7 名 (5%)	41 名 (26%)

これまで障害者職業総合センターで実施した研究で明らかにした知見によれば、一般扱いの就職に失敗したり、採用はされたものの離転職をするなどにより、職業リハビリテーション機関を利用することになった発達障害のある若者は、圧倒的多数が 18 歳以降に、しかも、その多くは職業リハビリテーション機関利用後に手帳を取得していた(第 2 章第 1 節；障害者職業総合センター, 2004)。しかし、表 2-2-1 では、卒業後に療育手帳を取得した生徒はわずかに 7 名にすぎない。これは、在学中の進路指導の過程で、生徒が特性理解を深め、特性に相応したサービスの選択を支援した結果であると見ることができる。さらには、卒業年次の進路選択がこうした特性理解に即したサービスに関する理解をさらに深めていく契機となったことを読みとることができる。すなわち、「職リハサービスを選択する可能性のある若者」と位置づけられることなく卒業した場合、卒業後の離転職の経験や無業の経験等を通して障害者手帳を取得することになるのだが、この場合にはその時期を卒業後に先送りすることなく、在学中にすでに取得していた事例が多かったことを示している。

現実には、卒業時点での障害者雇用への移行は 13 名と少ない。しかし、将来の障害者雇用を視野に

入れた障害者職業能力開発校への進路選択によって、職業への移行自体は当面先送りするが療育手帳は取得するという、いわば円滑な職業リハビリテーション・サービスによる移行の環境整備が行われた点特徴的である。障害者職業能力開発校という進路は、職業リハビリテーションへの段階的移行の第一ステップと位置づけられたのである。したがって、職業能力開発校（一般校）は選択されなかった。

ただし、障害者職業能力開発校がこれだけの生徒を受け入れることが可能であったのは、学校所在地の立地条件によるところが大きい。首都圏・関東近県から生徒を受け入れていることから、障害者職業能力開発校もまた複数都県の複数校が選択可能であった点は、特殊な環境としてみなければならぬといえる。したがって、このような職業リハビリテーションへの段階的移行の経路を一般化するにあたっては、ここで障害者職業能力開発校が果たした「機能」並びに「基準」を想定することが必要となる。すなわち、入学に際して療育手帳取得を要件とすること、障害特性に即した職業準備の課程を有すること、卒業時の職業選択において紹介機能を有すること、の3点である。

学校側は、その他に、一般雇用への移行も、進学もまた、進路先未決定でさえも、生徒の障害特性に即し、職業リハビリテーションへの段階的移行の第一ステップと位置づけた。生徒や保護者には「やってみてダメだったらその時点で考えたい」「現時点では決めかねる」という段階で卒業を迎えることになったとしても、学校側は「職リハサービスを選択していない若者」という理解であったということになる。このような理解・指導のもとでも、進路先未決定で卒業を迎える生徒が23名あったとみるか、23名にとどめることができたとみるかは、議論の分れるところであろう。しかし、第2章第1節の知見を踏まえれば、後者が妥当であることは明らかであり、支援機関との連携が効果的に図られたといえる。言い換えると、支援機関から離脱する生徒を最小限にとどめることが試みられた結果であるといえることができる。

## ② 職業リハビリテーション利用への高い障壁

…… 自営という名の一般雇用の落とし穴 ……

障害者職業能力開発校への進路は、卒業後すぐの障害者雇用への障壁の高さを緩和する役割を果たすことになっていた。しかし、1年ないし2年の能力開発の課程は、修了時に親子が先送りした課題への対応を迫ることになる。ただし、多くの場合、修了時には職業リハビリテーションを選択できるほどの機は熟していたとみることができる（図 2-2-4 参照）。一般雇用の場で挫折し、職や地位並びに健常者としての自己像までも喪失して閉塞状況に追い込まれることになった若者たち（第2章第1節；障害者職業総合センター，2001；2004）の卒業後の経験と比べると、このような戦略においては、自らの特性に向き合う環境が穏やかに用意されていたとみることができる。

一方で、親子の心の中に「障害者」を冠する機関やサービスに対する障壁が高く行く手を阻んでいるという事実には目を向けておかなければならないだろう。一般雇用としての自営業は、親自身が経営していたり、起業などにより、わが子を従業員として迎えるという形で用意された（図 2-2-2, 2-2-5）。

このような意図の元に用意された場で子の自立が志向されていく際に問題となるのは、子の適応が困難になった場合でも支援機関から離脱している点ではないだろうか。また、進路先未決定の中でも高校のフォローアップ支援に参加した事例以外では、支援機関から離脱していく進路が選択されたことになる。ただし、それでもあえて職業リハビリテーションを選択しないという傾向は、一般扱いの就職に失敗したり、採用はされたものの離転職をするなどにより、最終的には職業リハビリテーション機関を利用することになった発達障害のある若者一般と共通する傾向でもある。したがって、第2節の若者にとって、このような傾向は必ずしも主流ではない、という点を特記すべきかもしれない。

## (2) 進路選択後の移行経路

### ① 卒業後の移行経路が示すこと

ここでは、「移行期」において観察された、特徴的な傾向を取り上げておくことにしたい。表 2-2-3 に、職業リハビリテーションへの進路変更並びに支援機関からの離脱の概要を示す。

まずは、職業リハビリテーションを利用した移行について、卒業時には 13 名にすぎなかったが、調査時点では 66 名に増えている点に注目したい。その内訳をみると、卒業時に職業リハビリテーションを選択した 13 名についてはその後も継続していること、障害者職業能力開発校から職業リハビリテーションに参入している者が 41 名と最も多いこと、をあげることができる。また、「一般雇用」からも、「教育」からも、「福祉」からも、「進路先未決定」からも、職業リハビリテーションを利用した移行が確認された。それぞれの進路からの移行を支えた要件については、在学中の進路指導との関連が今後の課題となる。

表 2-2-3 職業リハビリテーションへの進路変更並びに支援機関からの離脱  
単位：人数（卒業時進路選択者数に対する比率）

		職業リハビリテーション・ への進路変更	支援機関からの離脱
卒業時点		13 名 (8%)	23 名 (15%)
調査時点		66 名 (43%)	32 名 (21%)
卒業時 進路 先別 内訳	一般雇用から	2 名 (11%)	7 名 (39%)
	障害者雇用から	13 名 (100%) (初職継続+離転職)	0 名 (0%)
	障害者能開から（在校生を除く）	41 名 (85%)	5 名 (10%)
	教育から	1 名 (7%)	6 名 (40%)
	福祉施設から	5 名 (18%)	1 名 (4%)
	その他（進路先未決定）から	4 名 (17%)	13 名 (56%)

一方で、支援機関からの離脱の状況については、卒業時には 23 名にすぎなかったが、調査時点では 32 名に増えている。その内訳をみると、もともと進路先未決定であった者の 5 割強がそのまま未決定状態

を継続していること（移行の長期化）、一般扱いの就職者の 4 割が継続困難になっていること（移行先における不適応）、進学者の 4 割が就職困難になっていること（採用試験における失敗・移行の先送り）、障害者職業能力開発校修了者の 1 割が就職困難になっていること（移行における準備不足・移行の先送り）、などがあげられる。「一般雇用」においても、「教育」においても、「障害者職業能力開発校」においても、「福祉施設」においても適応不全がおこっていること、その場合に支援機関からの離脱に結びついていくこと、が確認されたといえるだろう。ただし、卒業時進路先未決定 23 名のうちの 10 名は、職業リハビリテーションや一般雇用、福祉施設など、何らかの支援機関への再度の参入を果たしている点は特記すべきである。ここには、追指導など、学校側の試みの成果をみることができる。

## ② 学校は 卒業後も相談先として選ばれるか

これまで障害者職業総合センターで実施した研究で明らかにした知見によれば、通常の教育歴を有する発達障害のある若者を対象として検討した事例では、初職入職に失敗した後で、もしくは初職入職には成功したものの継続困難となって離職した後で、再度の「一般扱い」で求職活動をする際の相談先として、卒業した学校が選択されていない点特徴的であった。また、多くの事例において、生徒や家族の側には自らの障害を受けとめない（受けとめたくない）という意志や思いがあり、学校側には生徒の特性を的確に理解した指導体制がなかったという点が共通していた（第 2 章第 1 節；障害者職業総合センター，2004）。こうした問題は、学校が系統的・継続的な指導の体制を用意した場合には、どのように変わるのだろうか。

ここで検討した 154 事例においても、あえて通常教育を選択した親子を見いだすことができる。加えて、その選択を支えた専門家がいたこともまた確かであった。しかし、職業自立に対する親と本人の希望（本人の希望は明確でない事例も多い）を、通常教育歴の中で再検討させた学校側の試みにより、方針転換が検討されることになった。このような系統的・継続的な指導の結果として、卒業後においても相談先として在籍校を選択する事例を増やすことになった。学校が用意した追指導の一つとして、進路先未決定者の卒業後のフォローアップ支援があげられる。その他、離転職の場面や施設から雇用への移行の場面においても、学校と企業や福祉施設との連携が図られていた。あえて通常教育を選択した親子であったとしても、障害特性に即した進路先の「決定」を支える学校の強力な指導体制によって、入学前とは異なる意志を決定できる機会が幾重にも用意されていたといえる。

## ③ 追指導の新しい形

学校が卒業生のために用意したフォローアップ支援は、もともと、進路先未決定生徒に対する窮余の一策であったに違いない。在学期間の延長は望めないにしても、課題未達成のままで卒業させることに不安が大きい事例には、何らかの対策が必要であったといえる。

確かに、フォローアップ支援を利用した 7 例のすべてが支援機関への参入を果たしているわけではない（図 2-2-7）。しかし、効果的に寄与していることには違いない。このようなフォローアップ支援は、

教育課程外の活動として構築されているわけではなく、必要に応じて位置づけられたものである点を考慮したとしても、追指導の新しい試みとしては注目に値する。何よりもこの支援の利用に際しては、療育手帳の取得を条件としている点で学校側の指導方針は揺らぎないものであった。

### (3) 移行類型からみた特徴

本稿の対象者は、高等学校を卒業後、様々な経路を経ていた。在籍校は必ずしも最終学校歴というわけではない。そこで、学校から職業への移行の課題を論じるためには、教育歴として最終の学校からみた場合の移行類型の分析が必要となる。ここでは、軽度発達障害者対象のコースに在籍した若者が、卒業後、どのような移行類型をとったか、また、4つの移行類型間をどのように移動したか、に着目して検討することとしたい（図 2-2-8、図 2-2-9）。

なお、図中に示した事例数は、採用された者の数を枠で囲んで表記したものである。また、移行の軌跡を矢印で示した。枠の外に出る点線で示した軌跡は、A・B・C・D のいずれの移行類型におけるサービスからも離れることになった事例である。枠外に出た事例については数を示したが、福祉施設を利用する場合には移行支援からは離脱していても支援機関に参入した状態であると見なし、欄外にその内数を示した。

#### 【 A 型（学校紹介／障害者雇用）からの移行 】

図 2-2-8 に A 型（学校紹介／障害者雇用）から移行を開始した事例が、その後どのような経路をたどったのかについて、4つの移行類型と対象者が類型間を移動した軌跡を示した。ここでは、Aからの移行における新規学卒の対象校を、最終教育歴からみた在籍校（学校紹介による障害者雇用）・障害者職業能力開発校<sup>注2</sup>とした。なお、軌跡を示すことが可能であったのは、分析対象者 158 名から退学 4 名、学校在学中 12 名を除いた 142 名のうち、A 型から移行を開始した 65 名である。

注2：新規学卒に対する職業紹介には、公共職業安定所の職業指導に学校が協力して行う場合（職業安定法第 25 条の 2）と、公共職業安定所の職業紹介の業務を学校が一部分担する場合（同法第 25 条の 3）、学校が無料職業紹介事業を行う場合（同法第 33 条）がある。

第 25 条の 2 の含意は、学校が公共職業安定所の業務に協力し、職業紹介を円滑に進めることにある。また、第 25 条の 3 の含意は、学校が公共職業安定所の業務の一部を分担することにより、在学中の進路指導の一環として、また卒業後の追指導の一環として、進路先の選択・決定に携わることにある。こうした制度の対象は、学校教育法第 1 条の規定による学校（小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園）であり、認定を受けた専修学校もこれに含まれる。

また、第 33 条の含意は、国の安定機関以外の無料職業紹介の特例として、学校が在校生や卒業生のために行う就職あっせんを届け出により認めたとある。こうした事業を開設できる対象は、学校教育法第 1 条の規定による学校の他、専修学校、職業能力開発校等が含まれる。ここでいう専修学校とは、高等課程、専門課程、一般課程があり、入学資格によって分けられている（高等課程は中学校卒業資格、専門課程は高等学校卒業資格が必要であるが、一般課程は資格を特に定めていない）。

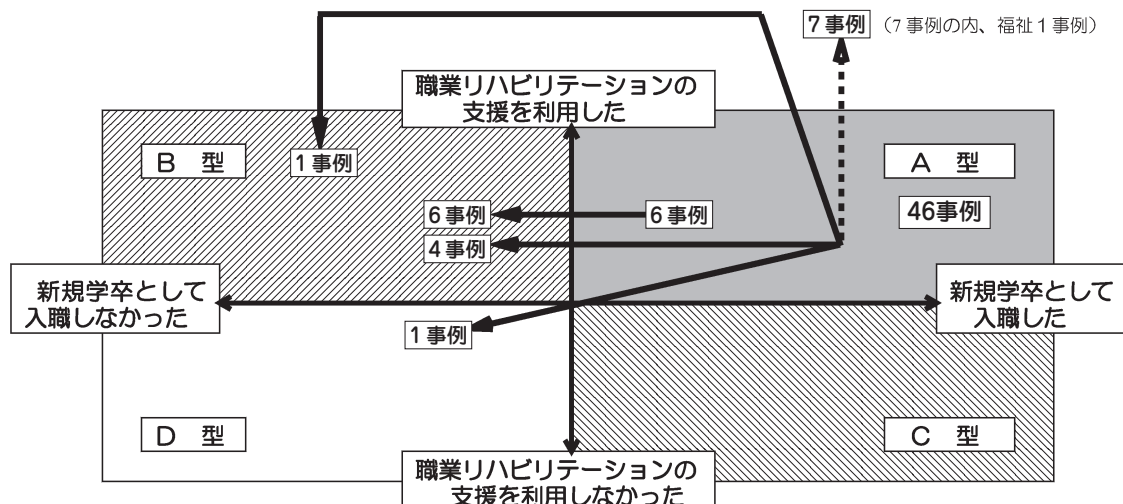


図 2-2-8 A 型から移行を開始した 65 事例の移行経路

事例数の表記がなく矢印のみが出ている事例については、A から移行を開始したものの、学校紹介の雇用が実現しなかったため、矢印の先が示す移行類型 (B または C) により「雇用されたこと」もしくは「移行支援機関から離脱したこと」あるいは「移行支援機関から離脱した後に B により雇用されたこと」の経過を示した。

表 2-2-4 に、学校卒業後の軌跡を学校紹介と学校以外紹介に分けて示す。

最終教育歴からみた場合の A 型 (学校紹介/障害者雇用) の初職における適応・定着は、A 型からの移行を開始した 65 事例の 71 % に及ぶ。また、離転職を経験した事例を含めて障害者雇用の枠組における適応・定着をみると 80 % を占める。通常教育を卒業した生徒が学校の指導により職業リハビリテーション・サービスの利用を選択した場合、学校紹介 (能開校紹介を含む) が効果的に機能していることは明らかである。

表 2-2-4 A 型から移行を開始した 65 事例の概要

		経路	調査時点の状況
学校紹介	初職継続	46 (46)	障害者雇用
	初職離転職	A → B 6 (6)	障害者雇用
学校以外紹介	→ B	4 (4)	障害者雇用
	→ 離脱 → B	1 (1)	
	→ D	1 (1)	一般雇用
	→	7 (7)	離脱 (内、福祉利用 1)

( ) 内：手帳取得数

その他、学校紹介以外の経路で雇用関係に入っていた 6 事例の内、1 事例以外は障害者雇用であった。また、移行支援機関からの離脱は 7 事例 (11 %) であった。

【 C型（学校紹介／一般雇用）からの移行 】

図 2-2-9 にC型（学校紹介／一般雇用）から移行を開始した事例が、その後どのような経路をたどったのかについて、4つの移行類型と対象者が類型間を移動した軌跡を示した。ここでは、Cからの移行における新規学卒の対象校を、最終教育歴からみた在籍校（学校紹介による一般雇用）並びに進学先専修学校／大学等とした。なお、軌跡を示すことが可能であったのは、分析対象者 158 名から退学 4 名、学校在学中 12 名を除いた 142 名のうち、C型から移行を開始した 77 名である。

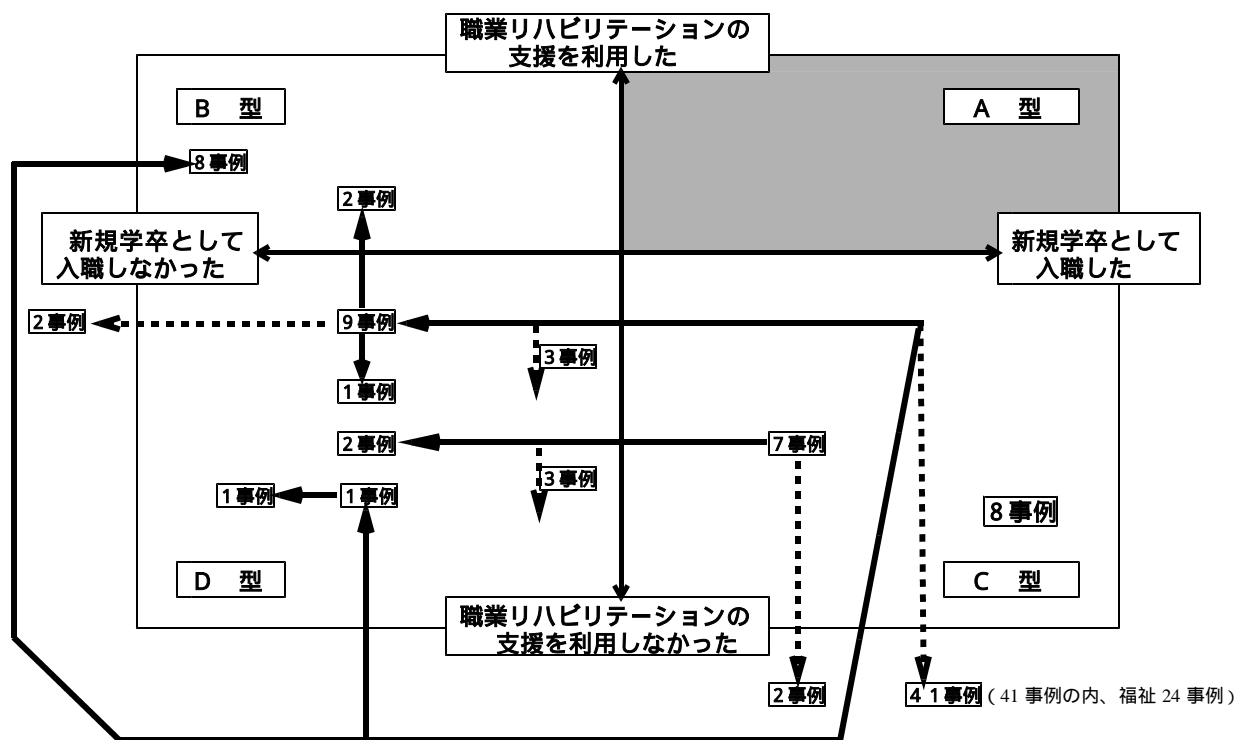


図 2-2-9 C型から移行を開始した 77 事例の移行経路

事例数の表記がなく矢印のみが出ている事例については、C から移行を開始したものの、学校紹介の雇用が実現しなかったため、D によって「雇用されたこと」もしくはDにおいて「求職活動中であること」、「移行支援機関から離脱したこと」あるいは「移行支援機関から離脱した後にBもしくはDにより雇用されたこと」などの経過を示した。

表 2-2-5 に、学校卒業後の軌跡を学校紹介と学校以外紹介に分けて示す。

最終教育歴からみた場合の C 型（学校紹介／一般雇用）の初職における適応・定着は、C 型からの移行を開始した 77 事例のうち 8 事例（10 %）である。また、離転職を経験した事例を含めて一般者雇



用の枠組における正規雇用の適応・定着をみると 8 事例（10 %）である。また、次に特徴的な点として、C 型からの移行において、正規雇用が実現しなかった場合に非正規就業（アルバイト・ボランティアなどを含む）が選択されており、これが 6 事例（8 %）である。学校紹介事例では離転職の結果として、また、学校紹介が成立しなかった事例では正規雇用までの経過として選択されたものである。一方、離転職の経験を経て障害者雇用の枠組を選択した事例は 10 事例（13 %）である。これに対し、移行支援機関からの離脱は 45 事例（58 %）であり、C 型から移行をした事例の中で最も多い。

表 2-2-5 C 型から移行を開始した 77 事例の概要

		経路	調査時点の状況
学校紹介	初職継続	8 (0)	一般雇用
	初職離転職	C D	2 (0) 一般雇用
		C	3 (0) 非正規就業
		C	2 (0) 離脱
学校以外紹介		D B 2 (2)	障害者雇用
		離脱 B 8 (8)	
		D 4 (1)	一般雇用
		D D 1 (0)	
		離脱 D 1 (0)	
		3 (0)	非正規就業
	D 2 (0)	離脱	
		41 (27)	(内、福祉利用 24)

( ) 内：手帳取得数

C 型から移行を開始した事例では、学校紹介において正規雇用を保障できなくなった場合の次善の選択として非正規就業を余儀なくされることになっている現代的な課題と軌を一にする問題があることを指摘ができる。しかし、一方で、障害特性に即した選択を拒否もしくは回避した選択行動の問題を見過ごすことはできない。このような結果からは、進路指導における職業理解（特に、職業リハビリテーションの理解）の機能の重要性を指摘することができる。

### 【移行の概要】

後期中等教育段階では高等学校普通科（軽度発達障害者を対象としたコース）に在籍した経験を有する若者 142 名の学校卒業後の職業への移行の概要は、以下のようにまとめることができる。また、図 2-2-10 に卒業生の移行の全容を示す。

#### 移行類型からみた適応・定着の様相

最終教育歴からみた場合の A 型からの移行においても C 型からの移行においても、初職における適応・定着事例が存在する。これは 142 名の 38 % を占めるが、A 型からの移行に限定すると 65 名の 71 % にあたっており、C 型からの移行の 10 % に比較すると極めて大きいことがわかる。このような点では、障害者雇用に関する限り、学校紹介（障害者職業能力開発校紹介を含む）は効果的に機能している

ことが明らかである。

また、C型からの移行では、障害特性に即した選択を受け入れることを支援する進路指導の機能の重要性を指摘することができる。

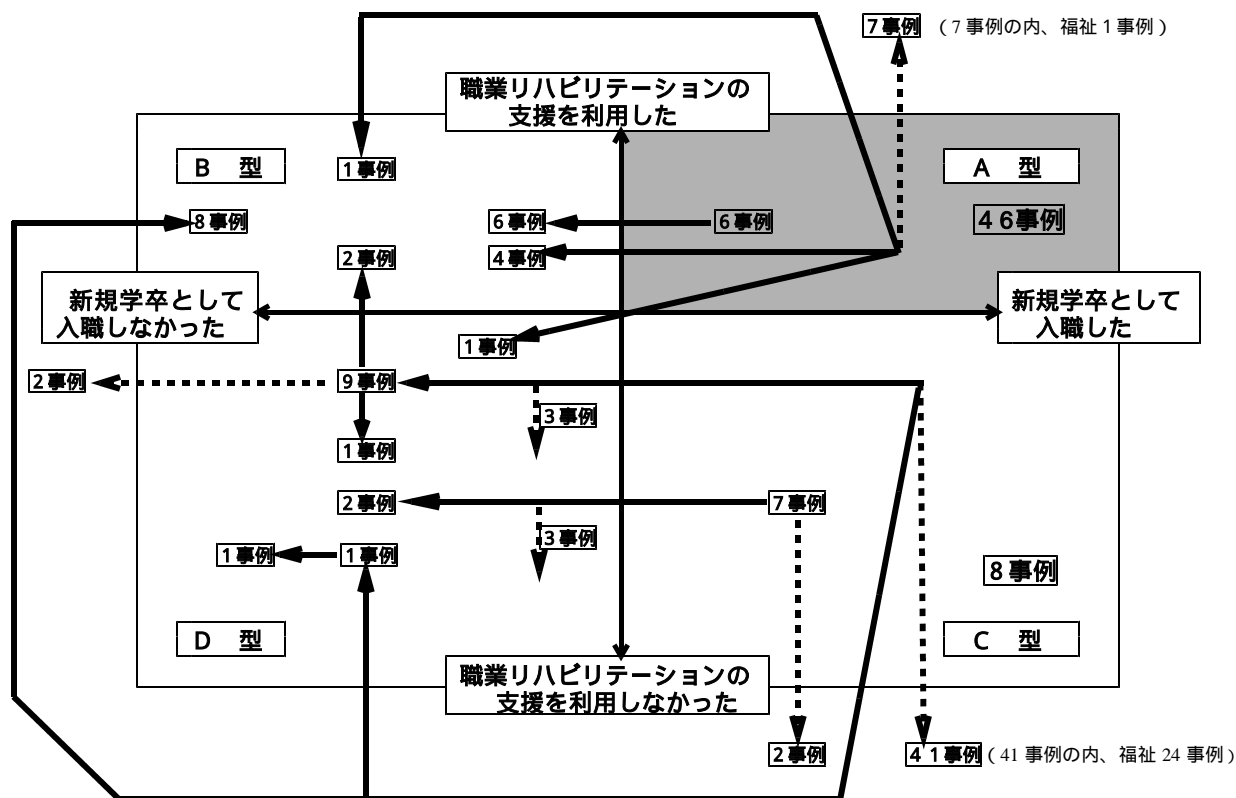


図 2-2-10 入職に利用した制度に基づく対象者の類型

### 支援機関からの離脱の様相

A型からの移行においてもC型からの移行においても、移行支援機関からの離脱事例が存在する。福祉施設利用を選択した者を除いて、支援の仕組みから離れていく事例に注目すると、特にC型から移行を開始した者に顕著である。このような点では、卒業時進路先未決定の持つ意味は大きい。学校側が「職リハサービスを選択していない若者」(MEET'H: Marginal in Employment, Education or Training with handicap)と位置づけて特性に相応した指導・援助を行ったとしても、生徒や保護者がそれを受け入れることに困難が大きい場合には、「就業もしていないならば在学も家事もしていない“無業”の若者」(NEET: Not in Employment, Education or Training)になっていく経路が確認されたことになる。これは142名の35%を占めるが、C型からの移行に限定すると77名の58%にあっており、A型からの移行の11%に比較すると極めて大きいことがわかる。このような結果からは、進路指導における進路相談並びに進路先の選択決定の機能の重要性を指摘することができる。

支援機関からの離脱については、福祉施設利用者をはじめとして検討を行った。福祉施策を利用すること

それ自体は支援機関から離れていくことを意味しないが、必ずしも移行支援であるわけでもない。ただし、福祉サービスの利用を通し、障害者雇用制度への再度の参入を選択することになる場合もある。また、在宅から障害者雇用制度への再度の参入事例の数は、調査時点では7例と決して多くはないが、一度は支援機関から離脱した57名の12%にあたる。今後、再度の参入は増えていく可能性があるといえるだろう。このような結果からは、進路指導における啓発的経験（特に在学中の就業体験並びに施設体験）と進路先の選択決定（特に、進路計画の立案）の機能の重要性を指摘することができる。

### ③ 一般雇用を選択する生徒の課題

……療育手帳取得への拒否と療育手帳対象外の特性への対応……

C型からの移行を開始した77事例のうち38事例が療育手帳を持ち、34事例は障害者雇用サービス（10事例：表2-2-5参照）もしくは福祉サービス（24事例：表2-2-5参照）を利用することになった。なお、その他の4事例については、学校の指導・援助により療育手帳を取得した事例であるが、1事例は家族が自営業を起業することにより療育手帳のサービスを利用しない選択をした。また、3事例については療育手帳のサービスを利用しない選択をして支援機関から離脱することになった。

表2-2-6に、在学中の知能検査の結果と手帳取得状況との関連を示した（詳細は第3章における検討を参照されたい）。

表2-2-6 学校在学中の知能検査結果と調査時点の手帳取得状況

	手帳取得事例	手帳を取得していない事例
A型からの移行	56.4 (11.69) 最小30—最大93 65名	
C型からの移行	59.4 (11.90) 最小40—最大83 36名 (2名は在学中の検査記録なし)	65.3 (15.18) 最小40—最大91 39名

上段：平均値（標準偏差） 下段：範囲

療育手帳を取得した4事例並びに取得しない39事例については、いずれも一般雇用にこだわり続けている点が共通している。

入学後に実施した知能検査の結果から見ると、高等学校普通科（軽度発達障害者対象のコース）に在籍した生徒の中には、必ずしも軽度だけではなく、数は少ないものの、中度知的障害として対応する方が適切な生徒も含まれている現実があることに気づかされる。このような現実こそが、障害理解並びに療育手帳に対する理解の実態であると受けとめるべきであろう。現実には、A型からの移行の65名中18名、C型からの移行の77名中の16名がこのような対象者であったが、知能検査結果によって移行経路に偏りが見いだされないことから、学校進路指導と移行経路に焦点を当てた分析に際しては在籍者全体に関して検討を行うこととした。

また、表に示す結果は、知能検査結果の把握可能な者のみを対象とした検討であり、ウェクスラー系

検査（FIQ）もしくはビネー系検査のいずれかの結果である。こうした前提でこの結果をみても、手帳を取得していない群の平均は相対的には高いものの、分布を取得群と比較した場合に「療育手帳の対象外となる事例」群であるという理解が適切ではないことに気づかされる。したがって、「相対的に高い」ことが、障害の、もしくは療育手帳の受け入れを困難にしているとみることができるのかもしれない。

このような結果からは、本人並びに保護者が療育手帳の取得を選択するかどうかについて、進路指導における自己理解（障害理解）並びに進路先の選択決定（特に進路設計）の機能の重要性を指摘することができる。

なお、在学中もしくは卒業後の様々な経験を通し、就業に関する職業リハビリテーションの支援の必要性を感じながらも、本人が拒否をする事例もあれば、本人は希望しても家族が拒否をする事例もあり、障害理解の難しさをあらためて示しているといえるだろう。また、一般扱いを希望する家族が用意した自営業における就業については、卒業時点では家族にとって最適な選択であったとしても、本人の移行の準備不足に加えて移行の意志それ自体が欠如している事例では適応不全が起こっている点には注意を要する。

### 第3節 まとめ

……学校進路指導の課題／職業リハビリテーションとの連携の可能性……

通常教育において障害特性に相応した支援を制度化したことは、わが国の障害児教育施策にとって画期的な方向であることは間違いない。しかし、通常教育における特別な移行支援については未だ草創期にあり、その成果は今後の課題が大きいといわざるを得ないだろう。第1節では、職業リハビリテーションを利用するに至った過程（回顧）で事例が示唆する課題を検討した。また、第2節では、学校在学中から卒業後の進路選択並びに進路変更の過程（追跡）で事例が示唆する課題を検討した。ここでは、2つのアプローチによる移行経路の検討を通し、学校進路指導の機能毎にその課題をまとめるとともに、移行支援システムの課題を検討する。

#### 1. 移行経路が示唆する学校進路指導の機能と課題

##### （1）生徒理解：障害のとらえ方を見直す

###### ① 本人は障害とどう向きあうか

「通常学級を卒業した＝障害ではない＝健常である」という思いを支えに学校を卒業した場合、当然のこととして職業選択は健常の若者と同様に行うことになる。現代の雇用社会にあつては、職業選択は若者が自らを職業を介して社会に定位するという意味を持つ。したがって、学校から職場への移行とは、